

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 28 日現在

機関番号：17401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2014

課題番号：24653026

研究課題名(和文)法教育の一環としての法の文化と歴史に関する教育の研究

研究課題名(英文)A Study of Cultural and Historical Legal Studies as Part of Law-Related Education

研究代表者

上田 理恵子(UEDA, RIEKO)

熊本大学・教育学部・准教授

研究者番号：00332859

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：三年間の研究成果として、三つの成果が挙げられる。一つ目の成果は、法制史上の素材をいくつか選択したことである。その中でも、時代や場所に即した法制度の実現過程について、19世紀オーストリアの民事訴訟立法の事例は、論文にまとめることができた。二つ目の成果として、教員養成課程の学生諸君とともに地域の法関連施設への聞き取り調査、既存の法教育教材の検討を経て、独自の工夫や補充教材を加えたことが挙げられる。三つ目は、現職教員との協働による成果である。法制史上の素材を授業内容に活用する提案に対して、授業する立場からの意見をいただいた。さらに、提案した素材の一つを用いて、授業を小学校で実施することができた。

研究成果の概要(英文)：The results of our three years of research are classified into the following three categories: first, research on the selection of cases from legal history, which are indicative of legislation in accordance with social needs. Legislation of Austrian civil procedure law in the 19th century; topic of our research paper; is a good example. Secondly, original teaching material and curricula were developed by the students of teacher-training courses by visiting law-related facilities in Kumamoto, and by examining several teaching models from law-related education. Finally, using in-service teachers, the methods of utilizing legal historical materials were discussed; one of which was in an elementary school classroom.

研究分野：西洋法制史

キーワード：法教育 法制史 比較法文化 教員養成カリキュラム

1. 研究開始当初の背景

(1)「法教育」の概念 法教育の、最もよく知られた定義は、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」(法教育研究会「報告書」2004年11月2日)である。この定義の由来は、アメリカ合衆国の法教育法(Law-Related Education Act of 1978, P.L.95-561)に遡る。

司法制度改革審議会意見書(2001年)の提出以降、この「法教育」に基づく改革が法務省、文科省の主導のもと、法曹界と教育界と協働しつつ推進されてきた。初等・中等学校における学習要領の改訂でも、「法」や「ルール」に関する教育の充実が求められる。これに伴い『はじめての法教育』(ぎょうせい、2007年)を皮切りに、法務省の公式サイト(<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html> 最終閲覧日2015年5月1日)や法教育フォーラムの公式サイト(<http://www.houkyouiku.jp/> 最終閲覧日2015年5月1日)等からも、ダウンロードして直ちに活用できる指導案や教材例が提供されるようになった。さらに2010年9月には「法と教育」学会も設立され、実務法曹、実定法学者、教育学者、小・中・高校教員が意見・情報交換する場も整えられてきている。

(2)「法の学び」の広がり 「法教育」のための授業で主流となるのは、「交渉」「弁論」や「調停」を意識した「話し合い」による共通理解から説得へという行為の教育であり、常に現在の問題が意識されている。

しかし、法制度「基礎を身につけること」が本来の目的である以上、「法」に関する学びのなかには、むしろ、「法」に対するさまざまな見方を培う取り組み、「法」という素材を用いて社会理解を深める取り組みも認められるようになった。先行例として、千葉大学教育学部附属小学校の「『法』という視点を組み込んだ」社会科学習(千葉大学教育学部・附属連携研究社会科部編、社会が見えてくる「法」教材の開発、明治図書、2008)や、時代による法廷図の変遷から現在の司法制度の趣旨に気づかせる静岡大学教育学部附属島田中学校の実践(上記法教育フォーラム公式サイト参照)などが挙げられる。

2. 研究の目的

1で紹介した「法の学び」の広がりを充実させる取り組みに貢献するべく、本研究の目的は、法制史、法文化を中心とする基礎法学の分野から、学校教育のカリキュラムの中に活用することが必要かつ可能なテーマや方法について検討すること。

学校教育で法や司法制度に関わる分野について、教材作成や授業実践にあたり、歴史や比較の視点を授業者自身が持てるよう、教

員養成向けの教材やカリキュラムを開発することにあつた。

3. 研究の方法

2で示した目的に即し、教材開発、授業実践に分けて方法を述べる。

(1)教材開発のために

国内では、法と教育学会、比較法学会、法制史学会をはじめ、関連する研究会やワークショップに参加し、諸団体、地域における多様な取り組みを知る機会を得た。そのなかから教員養成課程の学生と共有しやすい手法や素材を試した。

海外においては、隔年ごとにドイツ語圏で開催されるドイツ法制史学会に参加した際、法制史に関わる教育方法や教材について海外の研究者と情報交換することができた。さらに、自身が翻訳者グループに加わった法制史の基本書(引用文献)から、事例の一部を現職教員とともに検討した。

法制史上の素材を教員養成課程で扱う場合、法制史として独立させて講ずる方法よりは、現行法から関連トピック毎に歴史を振り返る方法や、地理や歴史など、他の分野や科目と関連させつつ、学際的な素材として活用するよう努めた。

(2)授業実践 報告者のいう授業実践は教員養成課程における取り組みを意味し、学部生対象の方法と、現職教員も含め大学院生以上が対象のものに分かれる。

については、従来から部分的には実施してきた試みを発展させてきた。本格的に教育実習が始まる前の2年生は、「法教育」について、授業者の立場で理解することが難しい。そこで、熊本県弁護士会が、小・中学生を対象として毎年主催される「法教育セミナー」実演会を実施していただいた。これにあわせ、関連する講義内容もセミナーの前後に配置し、知識の定着と問題意識の発展を試みた。例えば、契約の種類や成立・有効要件というテーマがセミナーで実施される直前に、民法入門の講義を前に設定した。セミナーにおいては生徒役を体験させ、同じ内容を専門家が、小・中学生向けにどのように工夫するかに注目させるとともに、想定される生徒たちの答えを考えさせ、類似する授業実践例もあわせて紹介した。

高校公民科の免許取得を希望するか、さらに発展的な学びを希望する学部生には、既存の教材を複数検討するとともに、地域の司法関連施設見学を実施し、法教育への活用方法について議論した。学生が主体となって企画し、期間内に実施した見学先は、熊本地方裁判所、熊本地方検察庁、熊本家庭裁判所、刑務所、法テラス熊本にわたる。

現職派遣を含む大学院生、教員免許更新講習等の機会には、法制史や比較法の素材をいくつか挙げて提案し、活用の可能性や留意点

について意見交換した。そのなかから、現職教員に小学校社会科における授業も実施していただいた。

4. 研究成果

三年間の成果として、(1)教材開発を念頭に報告者自身でまとめた成果、(2)教員養成課程の学生に指導するなかで得られた成果、(3)現職教員との協働による成果が挙げられる。

(1)19世紀後半のオーストリア民事訴訟立法作業における口頭審理の導入過程を明らかにした。フランス革命以降のヨーロッパ大陸諸国では、自由で自律した市民が自身の言葉と責任で権利のために闘争するという自由主義的な訴訟観に支えられた立法が19世紀半ばまで相次いだ。これに対して、19世紀末に成立したオーストリア民事訴訟法は裁判官の訴訟指揮強化と当事者主義の制限が特徴である。社会問題が顕在化してきた当時、それがかえって貧困層の救済に結び付く、と評価され、日本も含め、その後の立法や改正に影響力を持つ。民事訴訟法という、高度に法技術的には中立的な法制度を事例とし、時代や社会に応じて全く異なる意味付けや原則の変更を要求されるという歴史的事例の一つを明らかにする。さらに、新しい制度の導入に向けた関係者(ここでは主に弁護士)の取り組み状況を当時の雑誌記事にもとづき明らかにした(以上の成果につき、雑誌論文)。

法制史学会誌への掲載は、内容の評価については専門の研究者諸氏のご判断を仰ぐためである。今後は、授業や講習等の機会に内容を周知し、学校教員諸氏に向けて、法制度の必要性や評価、さらには実現可能性について考えるという視点を提供したい。

(2)法教育の授業を実践担当者となる教員養成課程の学生向けに作成するカリキュラムづくりのため、授業担当者としては素材や背景知識を提供する一方、移動教室や教材開発に関しては自由な双方向的議論を実施した。その成果として、学生たちによる法教育関連の取り組み状況の調査、移動教室に関する事後学習、既存の指導案に対する意見のとりまとめ、指導案の作成を拙稿「法教育について教員養成課程の学生と考える」(雑誌論文)にまとめることができた。

指導案の一つ「国籍とはなんだろう」は、橋本「法的論争問題 外国人の参政権の授業」(橋本康弘・野坂佳生、「法」を教える身近な題材で基礎基本を授業する、明治図書、2006、84-95)の授業を実践するに先だって、そもそも「国籍」について考えさせる提案である。海外旅行で必要になるパスポートやテレビ、インターネット情報から最新の話題を選択する、という工夫が認められる。

(3)現職教員諸氏との意見交換の成果は、教員免許状講習や教育学研究科の授業という機会等を主に活用して実施することができた。

教員免許状更新講習3回分を担当した経験から得た成果は以下2点である。県内の学校教員諸氏の「法教育」に関する認識、問題意識から、理念や経緯よりも授業実践のための参考例が求められること、法実務家と教育者の対話が求められること。後者のための場の設定については、基礎法研究者ないしは大学の授業担当者の役割として、今後の活動に向けての重要な課題となった(以上についての成果報告のとりまとめは雑誌論文 および)。

教育現場での法制史上の素材活用に向けた取り組みとしては、授業高等学校向けの世界史・日本史の教科書にも登場する用語や記述に関連したテーマを数点、教員の背景知識を補充するために選択し、補足しつつ講じることができた。ローマ法大全の成立と法学の発達、中・近世の刑事司法の特徴、18世紀の啓蒙専制君主による法典編纂、ナポレオン法典、ドイツ民法典編纂過程や議論、日本の「民法典論争」、第二次世界大戦下のナチス・ドイツによって犯された「人道に対する罪」を糾明するための戦後の裁判例についてである。このなかでも、2で言及した翻訳書の中から受講生の興味に応じてケースを選択していただいたところ、理解の深化と授業の応用への可能性を宗教改革とスイスにおける再洗礼派の弾圧に関連して「宣誓」という儀式が示した法的意味の考察は、道徳の教材として登場する欧米文学(「銀のろうそく」等)を授業担当者が理解する手助けとなるのではないかと、という指摘が得られた(引用文献、285-297)。

ドイツの憲法学者の手による話題作『朗読者』(シュリンク、B、朗読者、松永美穂訳、新潮社、2003)やアイヒマン裁判を取り上げたところ、戦時下で「普通の人々」が犯した「犯罪」を日本でも、あるいは類似する状況に置かれたら、という仮定で自身にも問うことができるので、教育現場でも活用できるのではないかと、との評価を得た。

また、法制度の背景となる法文化という視点を文献講読(青木人志、「大岡裁き」の法意識 西洋法と日本人、光文社、2005)により提示し、議論を重ねることができた。さらに、1に挙げた先行例のなかから、中学校で実践された研究授業例(時代による法廷図の変遷から司法制度を考える実践)について、これを小学校で実施できるよう工夫し、地域の素材にも気づかせる取り組みが実施された。授業者からのご指摘は以下の通りである。視覚教材から入ることにより、児童がテレビ番組等を通して見聞きしている事項を連想しやすいこと、発言が平均して活発であったこと、地域の史跡をはじめ歴史に関する興味も喚起させることができたこと。これにより、

司法制度の導入的な理解は、小学校段階からでも可能となる、という手応えが得られた。このような活用素材を今後も検討する意義を現職教員諸氏と共有することができた(以上につき、雑誌論文 および)。

<引用文献>

ファルク、U./ルミナティ、M./シュメーケル、M.編著、ヨーロッパ史のなかの裁判事例 ケースから学ぶ西洋法制史、小川浩三・福田誠治・松本尚子監訳、ミネルヴァ書房、2014。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5 件)

上田 理恵子、一九世紀後半オーストリア民事訴訟における口頭審理と法曹たち、法制史研究、査読有、第 62 巻、2012、pp.1-35

上田 理恵子、法教育について教員養成課程の学生と考える、熊本大学教育実践研究、査読無、第 30 号、2013、pp.123-129

上田 理恵子、教員免許状更新講習で法教育を考える、熊本大学教育実践研究、査読無、第 31 号、2014、pp.155-160

上田 理恵子、教員免許状更新講習で法の歴史について考える、熊本大学教育実践研究、査読無、第 32 号、2015、pp.145-150

上田 理恵子、源 洋子、司法制度の今昔を考える授業実践に向けて 教科専門教員と現職教員との法教育をめぐる「学び合い」、法と教育、査読有、第 5 号、2015、印刷中

[学会発表](計 1 件)

上田理恵子、在野法曹からみた 19 世紀末オーストリアにおける民事訴訟制度改革、東欧史研究会・ハプスブルク史研究会 2014 年度個別研究報告会、2014 年 10 月 12 日、奈良女子大学(奈良県・奈良市)

6. 研究組織

(1)研究代表者

上田 理恵子 (UEDA, Rieko)

熊本大学・教育学部・准教授

研究者番号：00332859